

16世紀の英国におけるラテン語文法教育の一考察 — 国王認定教科書『リリー文典』を手がかりに —

平 歩

Latin Grammar Education in England in the Sixteenth Century
— A Study on the King's Authoritative Grammar Book “Lily's Grammar” —

Ayumi HIRA

1. はじめに

16世紀から17世紀にかけて、英国では言語の面でラテン語中心から自国語意識の芽生えという転換期を迎える (Gwosdek 2013, 渡部 1990)。中世のヨーロッパでは、カトリック教会が学問や文化の中心であったため、その公用語であったラテン語は英国でも権威があった。15世紀末から17世紀初頭にはチューダー朝 (the Tudor period) の時期にあたり、英国は産業や文芸といった面で発展を遂げて行く。とりわけ、エリザベス一世の時代は絶対王政の全盛期を迎え、海外進出にも意欲的だった。また、離婚問題を発端とした宗教改革 (the Reformation) の結果、ヘンリー八世はローマ教会 (the Roman Catholic Church) と分裂して「英国国教会」 (the Church of England) を設立する。一方で、娘メアリー一世はローマとの関係を修復しようと、残虐なプロテスタント排斥を強行するなど、宗教的に波乱な王朝であったと言える。

本研究では、16世紀の文法教育の実態について、ラテン語文法教育を通して考察する¹⁾。そこで、当時の学校で使用されていた『リリー文典』 (*Lily's Grammar*) を史料として使用する。本書は、英語で書かれたラテン語文法書であり、国王が認定した権威的な教科書でもあった。

2. チューダー朝の宗教政策と教育

イギリスのチューダー朝は、薔薇戦争 (Wars of

the Roses, 1455-85) に勝利したランカスター派のヘンリー・チューダー (後のヘンリー七世) に始まり、エリザベス一世まで5代続いた (図1を参照)。以下では、英語で書かれたラテン語文法書『リリー文典』を統一教科書として認定したヘンリー八世、そして、その使用を継承した彼の3人の子どもたちに焦点を当てる。

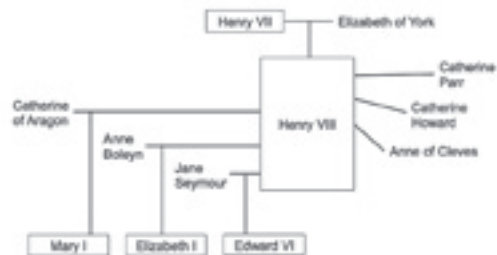


図1 チューダー朝の家系図

2.1 ヘンリー八世 (Henry VIII, 1491-1547)

チューダー朝の第2代国王として、ヘンリー八世 (在位 1509-1547) は絶対王政を確立する。最初の王妃となったのは、夭折した兄の婚約者であったキャサリン・オブ・アラゴン (Catherine of Aragon) である。しかし、ヘンリー八世はキャサリンの侍女であったアン・ブーリン (Anne Boleyn) との結婚を強行した。離婚はローマ教会では禁止されていたため、1533年にヘンリー八世は教皇から破門される。その後、宗教改革を断行していき、「英国国教会」 (Church of England) を創始する。1534年には「首長法 (もしくは国王至上法)」 (Act of Supremacy 1534) を制定し、国王が教会の

「首長」(the Supreme Head)となった。

当時の修道院は久しく封建地主化しており、修道僧は聖職者としての本分から墮落して非難を受けていた。そこで、ヘンリー八世は取り上げた教会財産をジェントリ (gentry) などに払い下げて行く。これには、英国の懷事情も関係していた。フランスとの戦争で莫大な資金を要したり、ヨーロッパの一流国を目指して宮殿建設に浪費したりしていたため、財政悪化を立て直す目的もあったのである。

ヘンリー八世は教育の重要性を認識しており、修道院の財産および建物を教育にも活用しようとした。それまでの教育機関と言えば教会中心であったが、宗教改革を契機に、修道院学校の中には宗教的組織の管轄から解放されて、世俗的な性格をもつ学校も創設されるようになった。そのような中、「文法学校」(grammar school)も普及していく。

現在、文法学校はイングランドと北アイルランドを中心に、英国の植民地であったオーストラリア等でさまざまな形態をとりながら残っている。「文法学校」という名ではあるが、文法だけを教えているのではない。

文法学校は14世紀以降に見られるようになるのだが、そもそもは幅広い中間層の子どもたちに無償、あるいは、奨学金によって主にラテン語文法、もしくはその他の古典語の教育を行う学校のことを指していた。聖職者養成のための教育機関でもあったが、ヘンリー八世による宗教改革以降は、世俗的な性格をもつようになった。当時、国際語であったラテン語を学ぶ生徒たちは商用的な実用性を重視していたようだ。設立の形態はおおまかに5つに分類でき、国王による設立の他、ギルド、自治体、教会区、そして私的に創設された。

Stowe (1908)によると、入学時の年齢は6～9歳、そして、卒業時は12～20歳であった。卒業時の年齢に幅があることから推察できるが、毎年進級するのではなく、到達段階で進級が決まっていたようである。また、クラス編成に関しても、年齢別ではなく、進度別で授業が行われていた。16世紀頃は、進度別に3～6クラス編成で、教師 (master) と助教師 (usher) がそれぞれ上級クラスと下級クラス

に分かれて担当した (上野 1994, 岩崎 1991)。イースト・レットフォード (East Retford) のある学校の授業カリキュラムの場合、第1クラスでは、ラテン語の名詞や動詞の活用、語彙などを学びつつ、キリスト教の信条や十戒などが載っている小冊子も使用していた。第2クラスでは、第1クラスで学んだことの復習に加え、ラテン語の品詞や文法、エラスムスの『対話集』(Colloquia)、英語からラテン語への翻訳、そして聖書などを扱っている。上級クラスとなる第3クラスでは、ウェルギリウスやオウィディウスの詩、エラスムスの『文章用語論』(De duplici copia verborum ac rerum, 1512)、日記を介した英語からラテン語への翻訳が見られる。最後に第4クラスでは、ラテン語の発音や書簡集を扱い、余裕があればギリシャ語やヘブライ語の文法を教授するようになっている。概して、文法学校における教授法の基本は、ラテン語を基礎から十分に修得させ、古典作品を用いつつラテン語と英語を翻訳させていた。また、宗教教育も同時に実践されていたことが分かる。

2.2 エドワード六世 (Edward VI, 1537–1553)

エドワード六世 (在位 1547–1553) はヘンリー八世の男子後継者として9歳で即位するも16歳で病死してしまう。幼くして王位に就いたため、母方の伯父にあたるサマセット公エドワード・シーモア (Edward Seymour) が摂政となった。1549年には「礼拝統一法」(Act of Uniformity 1549)を制定し、英国国教会の礼拝と祈禱書を統一した。その後、シーモアに権力闘争で勝利したノーサンバランド公ジョン・ダドリー (John Dudley) が国政を主導する。1552年にはあらためて「礼拝統一法」(Act of Uniformity 1552)を定め、1549年に統一した祈禱書をプロテスタント的に改訂した。1553年には「42箇条」(Forty-two articles)を制定し、信仰によってのみ義とされると説いた。加えて、カトリックでは重要な聖典礼を廃し (ただし洗礼や聖餐を除く)、化体説を否定した。ローマ教会からの支配を断ち切った英国ではあったが、これまで固定の教義をもっておらず、ここではじめて英国国教会の教義を

示すことになる。

教育に関しては、学校として使用されていた礼拝堂などの建物を没収することもあったが、一方で、学校の新設や再建に対して給付金を授与して支援している。文法学校の存続にも力が入られ、この時代には高水準の学校も見られるようになった。

2.3 メアリー一世 (Mary I, 1516–1558)

エドワード六世の死後、ヘンリー八世の遺言でメアリー一世（在位 1553–1558）は英国初の女王となる。母キャサリン・オブ・アラゴンが敬虔なカトリック信者であったこともあり、メアリー一世も信仰心が強く、異母弟エドワード六世の時代には厳しい迫害を受けていた。王位に就くと国教をカトリックへ復帰させるため、ローマ教皇との関係を修復し始める。また、スペインとの関係を回復するため、1554年にはスペイン皇太子フェリペ（後の Phillip II of Spain, 在位 1556–1598）と結婚する。メアリー一世を悪名高くしたこととして、彼女は異端取締法を復活させ、プロテスタント化を進めてきた聖職者たちを大量処刑した。

カトリック復帰策として教育の面では、カトリック信者である教員の採用を推進した。また、学校として使用されていた建物や土地を修道院や礼拝堂へ戻そうとしたが、混乱を恐れた議会からの反対により、それは回避された。

2.4 エリザベス一世 (Elizabeth I, 1533–1603)

国内でメアリー一世の親スペイン政策や残虐な宗教弾圧への不満が増大する中、異母妹であるエリザベス一世（在位 1558–1603）が25歳で即位する。エリザベス一世の治世では、スペイン無敵艦隊の撃破（1588）や手織物産業の発展などに象徴されるように、絶対王政の最盛期を迎える。宗教に関しては、メアリー一世のカトリック政策を改め、英国国教会による宗教統制を復活させた。エリザベスは母アンブリーンの影響でプロテスタントだった²⁾。しかし、女王としては宗教による争いや混乱を避けるため折衷的な立場をとった。つまり、カトリックから英国国教会へと完全に再び舵をきったわけではなかつ

た。主教制などのカトリック的な要素を含む一方、聖職者による結婚の承認や聖典礼の廃止、化体説の否定など、当時、影響力の強かったルター派やカルヴァン派のプロテスタント的要素も見られた。

1559年には父ヘンリー八世と同様に「首長法（もしくは国王至上法）」(Act of Supremacy 1559)を制定した。異なっていた点として、ヘンリー八世は国王を英国国教会の「首長」(the Supreme Head)と定めたのに対し、エリザベス一世は「最高統治者」(the Supreme Governor)とした。カトリック派からすると‘the Head’はローマ教皇であるべきで、一方、プロテスタント派からすると‘the Head’は男性であるべきという考え方があった。そこで、宗教指導者であるよりも、世俗権力である面を強めるため、エリザベス一世は‘head’の使用を避け、代わりに‘governor’を選んだと考えられる。1559年には「礼拝統一法」(Act of Uniformity 1559)を制定し、異母弟エドワード六世の時代に定められた祈禱書の使用を強制した。

1559年には「王の指令」(Royal Injunctions of 1559)を発布する。これは、英国国教会への信仰統一政策を徹底するだけでなく、宗教教育に対する国家の態度が明示されている（第41項および第42項）。加えて、文法書に関する記述もある（第39項）³⁾。

41. *Item*, that all teachers of children shall stir and move them to the love and due reverence of God’s true religion now truly set forth by public authority.

(第41項 教師は、今や公権力によって定められた神の真の教えについて、それを愛し、そして、崇拝するよう子どもたちに促すこと。)

42. *Item*, that they shall accustom their scholars reverently to learn such sentences of Scripture as shall be most expedient to induce them to all godliness.

(第42項 生徒たちが真に信心深くなるよう誘うべく、それにもっとも適した聖書の部分をまじめに学ぶことを教師は生徒たちに習慣づけること。)

39. *Item*, that every schoolmaster and teacher shall teach the grammar set forth by King Henry VIII, of noble memory, and continued in the time of King Edward VI, and none other.

(第39項 教師は全て、ヘンリー八世陛下によって制定され、その後、エドワード六世陛下の時代に継承された文法書のみを教えよ。)

(日本語訳と下線は本稿筆者による)

第39項の ‘the grammar’ とは『リリー文典』を指している。ヘンリー八世からエリザベス一世まで使用され続けた本書の詳細については第3章で述べる。

さらに、エリザベス一世は1563年に「39箇条」(Thirty-nine articles)を制定した。これは、エドワード6世の時代の「42箇条」の信仰基準を39か条にし、カルヴァン主義に近い教義を改めて定めたものである。

エリザベス一世の治世における初等・中等教育の中心は文法学校であった。ヘンリー八世やエドワード六世と比較すると、エリザベス一世が設立した文法学校の割合は低く、ジェントリやヨーマン(Yeoman)などによる私設が多かったことが報告されている(Stowe 1908)。決して女王が教育に関心がなかったわけではない。私的な設立が増えた要因として、学問が立身出世の手段であった当時、社会の中間階層の教育への関心が強まったことが考えられる(鈴木 1972, Gwosdek 2013)。

3. 『リリー文典』の誕生

『リリー文典』(*Lily's Grammar*)とは、英訳されたラテン語文法書である。本書にはさまざまな名称があり、例えば、*the King's Grammar*, *the Royal Grammar*, *the Common Grammar*, *the Eaton Latin Grammar* などである(Gwosdek 2013)。*the Oxford English Dictionary* で ‘grammar’ という単語を引くと、以下の説明がある。

“In early Eng. use grammar meant only Latin

grammar, as Latin was the only language that was taught grammatically.”

(昔の英語の用法では、文法とはラテン語文法のみを意味していた。なぜならば、ラテン語のみが文法的に教えられていた唯一の言語であったからである。)

(日本語訳は本稿筆者による)

当時は、たとえ *Lily's Latin Grammar* と書いていなかったとしても、ここの ‘grammar’ とはラテン語文法のことであることは共通認識として分かっていた。中世ヨーロッパにおいて文明や文化の中心は学問や宗教だった。カトリック教会をはじめ、ヨーロッパにおいて、学問、専門的職業、交易などで共通して用いられていた言語はラテン語であり、ラテン語を使えることは教養の証でもあった。学問をするためにはラテン語が必須であったことは英国でも例外ではなく、文法学校では17世紀頃まで影響力を持ち続けた。それではなぜ、『リリー文典』が英国内で統一教科書として使用されるようになったのだろうか。

3.1 統一教科書が必要になった理由

聖職者の会議において、ペストの流行などで教員の交替が多くなっているうえ、それぞれの教員は自分好みの文法書を使用するので不都合が生じていると報告された(梅根 1974)。当時、いろいろな文法書が市場に出回っていた。その結果、前任の教師と新しく着任した教師とで使用する教科書の難易度が大幅に異なっていたり、転校すると学ぶ項目が重複したりして、生徒に混乱を生じさせることがあった。こうした背景をもとに、国王の力で文法書を統一するよう嘆願書が出される。そこで、ヘンリー八世は文法書選定委員会を設け、統一教科書を編纂させる。本書は、セント・ポールズ・スクール(St. Paul's School)で使用されていた教材(*Aeditio*)に大きく依拠していると言われている。これらの教材は、セント・ポールズ・スクールの創設に関わった3人の人文学者によって作成された。

3.2 3 人の人文学者

3.2.1 ジョン・コレット(John Colet, 1467-1519)

セント・ポール大聖堂の首席司教であったジョン・コレットは、1509年にセント・ポールズ・スクールを創設する。大陸で新プラトン主義の思想的影響を強く受けたコレットは、人文主義的またはキリスト教的文法学校のモデル校になることを目指した。既存の教会附属の文法学校とは異なる教育目標、運営方法、そして教授方法をとっていた。その中核となった彼の信念は、肉体的欲求から離れたプラト的な愛によって、人間は神の領域に近づけるというものであった。また、古い宗教勢力には屈しない構えも示したことから、保守派からは非難されることがあった。概してコレットは、内向的信仰に根ざしつつ、実社会で活躍できる人材育成を目指した。

3.2.2 デジデリウス・エラスムス

(Desiderius Erasmus Roterodamus, 1466-1536)

エラスムスはオランダから渡英するのだが、それまでに大陸で人間中心の古典作品にふれていた。渡英後は、主にケンブリッジに滞在しながら、ヒエロニムスや新約聖書の研究を行っていた。そして、コレットのパウロ書簡に関する聖書解釈講義を聴講し、議論を交わすこともあった。

エラスムスによるギリシャ語とラテン語を対訳にした新約聖書は、マルティン・ルター(Martin Luther, 1483-1546)のドイツ語訳新約聖書の底本となる。また、主著『痴愚神礼讃』(*Stultitiae Laus*, 1509)は聖職者たちの偽善を暴き、ヨーロッパ全土に衝撃を与えた。

3.2.3 ウィリアム・リリー

(William Lily, c. 1468-1522)

正式な記録は残っていないが、オックスフォードにあるマグダレン大学(Magdalen College)でラテン語を学んだとされている。当時では珍しく、ラテン語とギリシャ語をマスターして文法家となった。聖職者であったリリーは、1492年頃に帰国すると結婚して俗人となり、1512年にはコレットからセント・ポールズ・スクールの初代校長に任命される。1522

年頃に病死したとされているので、『リリー文典』が出版される約18年前には亡くなっていることになる。

文法家として同時期の学者などから高い評価を受けていたリリーは、教育者としての評価も高かった。植え付け式の文法教授ではなく、自らテキストを作成し、現場で実践しながら実用的な言語の教授を目指した。教え子たちの中には国王の側近になった者もあり、社会の中心的役割を担った。

3.2.4 コレットとエラスムスの思想

コレットとエラスムスは思想的な相違から対立することがあった。コレットの信念はキリスト教的かつ禁欲的だった。人間には神性があり、神から与えられた本来の姿に戻って行くことが義であるとした。一方、エラスムスは異教的、現実的、そして楽観的で、人間とは本性的に弱い存在であると捉えていた。コレットは、異教作品からの模範文を教材に使用することに対して警戒していた。これは青少年を守りたいという意志のあらわれであったと考えられる。エラスムスはより楽しく学ぶために快楽的要素を含むことを好んだ。例えば、“Lena & scoetum sunt impudicae.”(誘惑する女と放蕩男は不貞をはたらいた。)という文があるが、コレットとしては、こうした内容は生徒たちには適さないと考えたのである。

しかしながら、方法は違ったとしても、子どもたちの学びの中に楽しさを求めた点は2人に共通していたようである。中世の文法教育は丸暗記であったため、極めて非実用的であったようだ。一方、セント・ポールズ・スクールでは、文法規則をことばによって説明するのではなく、簡潔な語形変化の活用表を駆使させ、多くのよい作品を読み、そして、実践的な練習を積み重ねていた。

3.3 『リリー文典』の構成

『リリー文典』は三部構成となっており、段階的に初級学習者から上級学習者まで対応している。大英図書館(the British Library)に現存する完全版として、宮廷の印刷工であったフランス出身のトマ

ス・ベルテロー (Thomas Berthelet)⁴⁾ によってベラムに印刷された四折り版がある (Gwosdek 2013)。これはおそらくエドワード六世がまだ王子だった時代に献上されたものと考えられている。完全版ではあるものの、各パートが印刷された年が異なっており、第一部 (*Alphabetum Latino Anglicum*) は 1543年、第二部 (*An Introduction Of The Eycht Partes Of speche, and the Construction of the same*) は 1542年、第三部 (*Institutio Compendiaria Totius Grammaticæ*) は 1540年となっている (BL C. 21. b. 4. (1), (2), & (3))。

以下では第二部について述べる。完全版は 1542年に印刷されたものと既述したが、1540年に印刷されたものの一部がオックスフォード大学のボドリアン図書館 (the Bodleian Library) に保存されている⁵⁾。英語で書かれた初級ラテン語文法書であり、8つのテキストで構成されている。

3. 3. 1 ヘンリー八世の宣言文

最初のテキストは公文書であり、この教科書が国王 (the Supreme Head) の認可を得た唯一の文法書であることが宣言されている。教育の大切さを説きつつ、この教科書がラテン語の基礎を支障なく、そしてより簡単に身につけることを可能にしている。

HENRY THE. VIII. BY THE GRACE OF GOD KYNG
of England, Fraunce, and Ireland, defendour
of the faith, and of the church of England,
and also of Irelande, in erth the supreme hed,
[...], and the youth of our realme, whose
good education and godly bryngyng vp, is a
greate furniture to the same [...] hereafter
they may the more readily and easily attain
the rudymentes of the latyne toung, without
be greate hynderaunce, [...] to teach and
learne your scholars [...], and the latyne
grammar annexed to the same, and none
other, [...]

(下線は本稿筆者による)

当時、さまざまな種類の文法書が存在していたため、その統一化をはかる目的で本書は編纂された。法的拘束力をもたせたため、全ての教師にその命令を行き渡らせることができた。また、印刷技術の発展も本書の普及に大きな貢献を果たした。写本に比べ、大量かつ迅速に複製できる技術は、教科書をより多くの人が手にすることを可能にした。しかしながら、16世紀の終わり頃になると、実際の教育現場からは統一教科書の使用を疑問視する声も上がりはじめた。例えば、ある生徒には難しすぎるため、補助教材を提供しなくてはならず、これは厳密に言えば違法であった。

3. 3. 2 “To the Reader” (読者へ向けて)

このテキストは前述したヘンリー八世による声明の補足になっている。再度、統一した文法書の使用を徹底することを述べている。

TO THE REDER

[...] For his maiestie consideryng the great encombrance and confusion of the yong and tender wittes, by reason of the diuersity of grammar rules and teachings [...] hath appoynted certein lerned men mete for suche a purpose, to compile one bryef, plaine, and vniforme grammar, whiche onely (al other set a part) for the more spedynesse, and lesse trouble of yong wittes, his hyghnes hath commanded all sholemayers and teachers of grammar within this his realme, and other his dominions, to teache their scholers. [...]

(下線は本稿筆者による)

統一教科書の選定委員には、文法学校や大学のラテン語教師が含まれていた。筆頭編者にはトマス・エリオット (Sir Thomas Elyot, 1490?-1546)、そして、エドワード六世の教育係をつとめた司教リチャード・コックス (Richard Cox, c. 1500-1581) がいたとされている。

3.3.3 “To the English Schoolboys.

Hexastich.”（英国男子学生に向けての六行詩）
 前述2つのテキストは公式文書であったため、このラテン語で書かれた六行詩は、以下に続く教材部分への橋渡しの役割を果たしている。統一文法書を制定した国王を称え、また、生徒たちに対し一生懸命勉強することを促している。

AD PVBEM ANGLICAM.
 HEXASTICON.
 O TVA parue puer non parua est gloria, Rex est
 Commoda qui studiis prospicit ampla tuis.
 Rex magnus tibi parue quer, Rex porrigit ultro
 Dulcia nectareæ pocula grammaticæ.
 Accipe munifici dulcissima pocula regis,
 Hæc hauri, hæc audis faucibus ebibito.

 GOD SAVE THE KING

[To the English Schoolboys. Hexastichon.
 Your glory, my little boy, is far from small. It
 is the King
 who provides amply and well for your studies.
 To you the great King, my little one, through his
 generosity grants
 the pleasant cups of honeyed grammar.
 Accept these most delicious cups from the
 generous king.
 Drain them, greedily drink them dry.]（英訳は
 Gwosdek (2013, p. 160) による）

3.3.4 “An Introduction of the Eight Parts of Speech”（八品詞の導入）

このテキストは8品詞（名詞、形容詞、代名詞、動詞、副詞、接続詞、前置詞、間投詞）の語用論に関する説明である。ことばによる説明は最小限に、むしろ格変化の活用表が多い印象である。

当初はコレットによって起草され、そして、リリーによって執筆された。その後、エラスムスによって古典作品からの模倣文を付記され、コレットの起草

から大幅に改訂されてしまうことになる。3.2.4で既述したが、コレットとエラスムスの間には思想的に一致しない部分があった。この大幅な改訂によって、コレットは自分の名前を載せることを拒否し、エラスムスも辞退したため、この英訳ラテン語文法書の通称にはリリーの名前だけが残ったと言われている。しかし、『リリー文典』にリリーの名前が出てくるのは3.3.7で後述する“Carmen de Moribus”のみである。

3.3.5 “Godly Lessons for Children”

（子どものための神の教え）

英語で書かれた40の例文とその模範となるラテン語訳が並記されている。生徒に双方向に翻訳させることによって、文法的知識や語彙、慣用表現の習得を目指した。

GODLY LESSONS for Chyldren.

 IT IS THE FYRST poynte of wysedome, to
 knowe thy selfe.
Primus est sapientiæ gradus te ipsum noecere.
 Feare of the Lorde, is the begynnynge of
 wysedomw.
Initium sapientiæ timor domini
 [...]

3.3.6 “The Concords of Latin Speech”

（ラテン語文法）

品詞に関する説明を既述したが、ここでは初歩的な統語論の説明がある。例えば、本動詞の見つけ方や数の一致などについてである。

3.3.7 “Carmen de Moribus”（道徳に関する詩）

リリーによって86行の詩篇で書かれた処世訓となっており、正式なタイトルは“GVILIELMI Lili ad suos discipulos monita pædagogica, seu carmen de moribus”で、ここに唯一リリーの名前が登場する（3.3.4参照）。ラテン語のみで書かれており、英語への翻訳の練習を可能にしている。

道徳として、例えば、挨拶をすること、身ざれいにすること、時間を無駄にしないこと、進度の遅れた友達を助けること、神の名をみだりに軽々しく扱わないことなどが含まれていた。実生活に即して自己を律し、他人への思いやりを忘れず、そして、神への崇拜の念をもつことを生徒に求めている。

3.3.8 “Christiani Hominis Institutum”

(キリスト教の基本教理)

コレットの英語によるカテキズム (catechism) をエラスムスがラテン語に訳したもので、正式なタイトルは “CHRISTIANI HOMINIS INSTITVTVM PER ERASMVM ROTERODAMVM” (Basic Principles of Christian Conduct by Erasmus of Rotterdam) である。高い評価を得てヨーロッパ全土の学校に普及した。カトリック様式であるが、宗教改革期にも公認されていた。

FIDES.
CREDO. PRIMVS ARTICVLVS.

COmfiteor primum ore pio, ueneror' que fideli
Mente deum patrem, uel nutu cuncta
potentem.

Hunc, qui stelligeri spaciosa uolumina coeli,
Et solidum omniparę telluris condidit orbem.

[...]

基本信条 第一条

天地の創造主、全能の父である神を信じます。

(日本語訳は本稿筆者による)

4. まとめ

概して、16世紀の英国では、国王が認定した英語訳のラテン語文法書『リリー文典』を用いて、実践的なラテン語の教授のみならず、道徳教育、宗教教育も実践されていた。本書は、英国がカトリックを信仰していた時代に人文主義者によって作成され、英国国教会の設立後やカトリック復帰後、そして英

国国教会への回帰後まで継続して使用された。チューダー王朝の終焉後、17世紀以降には古典語中心から自国語である英語の価値を見直す動きが高まる。『リリー文典』は後に誕生する初めての英文法書、William Bullokar の *Bref Grammar for English* にも大きな影響を与えることになる。

注

1. 本稿は、平成28・29年度四国大学附属言語文化研究所プロジェクト研究「近現代の西洋世界における言語の役割：国語、国家、文法」の口頭中間報告（平成29年2月22日）をもとに執筆した。
2. エリザベス一世は、個人的には宗教に無関心であったとする説もある (Lee 2007)。
3. 非営利デジタル図書館 The Internet Archive のコレクション (<https://archive.org/stream/visitationartic02frerogoo#page/n29/mode/2up>) から引用した。
4. トマス・ベルテロー (Thomas Berthelet, ?-1555) は『リリー文典』を印刷する独占権を得る。しかしながら、当時は海賊版も多く見られた。
5. 以下で引用する第二部は Gwosdek (2013) で確認できる1542年の版である。

参考文献

- Gwosdek, Hedwik, ed., 2013. *Lily's Grammar of Latin in English*, Oxford University Press, UK.
- 岩崎剛, 1991. エリザベス一世時代における初等教育の特質. 鳴門史学 5 : 71-86.
- Lee, Stephen J., 2007. *The Reign of Elizabeth I 1558-1603*, Routledge, UK.
- 大川なつか, 2012. ジョン・コレットとヒューマニズム. エクフラシス：ヨーロッパ文化研究 (2) 95-107.
- The Oxford English Dictionary, 2009. CD-ROM, 2nd Edition (version 4.0).
- Stowe, Monroe A., 1908. *English Grammar Schools in the Reign of Queen Elizabeth* (Forgotten Books reproduced in 2015, UK).
- 鈴木美南子, 1972. 1560-1640年間の英国における教育ブーム. フェリス女学院大学紀要 7 : A33-A54.
- 上野耕三郎, 1994. 教室の誕生前史：19世紀イギリス教育史研究その2の3. 小樽商科大学人文研究87 : 9-34.
- 梅根悟 (監修)・世界教育史研究会 (編), 1974. *世界教育史体系7 イギリス教育史 I*, 講談社, 東京.
- 渡部昇一, 1990. *英語学大系13 英語学史 第4版*, 大修館, 東京.